

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

石川県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名 _____

(自筆署名又は記名押印 ※備考6)

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、同法第7
 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動年月日		令和 年 月 日									
名称	新	ふりがな									
		漢 字									
	旧	旧									
団体区分	新	☐ 政党の支部 ☐ 政治資金規正法				旧	☐ 政党の支部 ☐ 政治資金規正法				
		☐ その他の政治団体 第 18 の 2 第 1					☐ その他の政治団体 第 18 条の 2 第 1				
		☐ その他の政治団体の支部 項の規定による 政治団体					☐ その他の政治団体の支部 項の規定による 政治団体				
国会議員関係団体区分		新	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体				旧	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体			
目 的		別紙のとおり		主たる活動区域		新	旧				
主たる事務所の所在地	新	(〒 -) (電話 - -)									
	旧										
代表者	新	氏名	ふりがな		生年月日		年 月 日				
			漢字		選任年月日		令和 年 月 日				
		住所	(〒 -)		(電話 - -)						
旧	氏名			その他							
会計責任者	新	氏名	ふりがな		生年月日		年 月 日				
			漢字		選任年月日		令和 年 月 日				
		住所	(〒 -)		(電話 - -)						
旧	氏名			その他							
会計責任者の職務代行者	新	氏名	ふりがな		生年月日		年 月 日				
			漢字		選任年月日		令和 年 月 日				
		住所	(〒 -)		(電話 - -)						
旧	氏名			その他							
支部の有無		新	☐ 有 ☐ 無	旧	☐ 有 ☐ 無	その他 〔 〕	新				
課税優遇措置の適用関係の有無		新	☐ 有 ☐ 無	旧	☐ 有 ☐ 無		旧				

	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	新				
			旧				
	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	新	(ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類	新	
			旧	(ふりがな)		旧	
	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名	新	(ふりがな)	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	新	
			旧	(ふりがな)		旧	
		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名	新	(ふりがな)	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	新	
			旧	(ふりがな)		旧	

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあっては当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があった場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があった場合には、異動後の文書を提出すること。
- 代表者が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、代理人が届け出る場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出により、記名での届出を行うことも可能とする。